医薬品の迅速かつ安定的な供給のための流通・薬価制度に関する有識者検討会

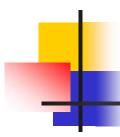


単品単価取引について

三浦俊彦(中央大学)

2022. 8. 31 (Wed)

流通改善ガイドライン



(医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が 遵守すべきガイドライン)2018.1策定、21.11改訂

- ①メーカー⇔卸
 - ・(一次売差マイナス解消のため)
 - …<u>適切な仕切価、割戻し(リベート)・アローワンス</u>
- ②卸⇔医療機関•保険薬局
 - 早期妥結と単品単価
 - ・過大な値引き交渉・不当廉売の禁止
 - ・頻繁な価格交渉の改善
 - …薬価改定などがない限り、変更しない(年間契約)
 - ●単品単価契約を、年間契約で行う。

(1)取引の現状

- ・交渉段階…総価、総価(除外あり)、単品単価
 - 妥結段階…総価、総価(除外あり)、単品単価

交渉、契約、取引の関係

1 交渉段階 → 2 妥結段階 ↓	総価交渉 ※カテゴリー別総価交渉も含む (注1)	総価交渉 ・除外有り [除外した一部を単価交渉し、それ以外は総価(カテゴリー別も含む) で交渉] (注2)	単品単価交渉 (全て個々の単価で交渉) (注3)
総価契約 ※カテゴリー別総価契約も含む	総価取引	_	-7
総価契約 ・除外有り [除外した一部を単価で設定し、それ以外は薬価一律値引(カテゴリー別も含む)で設定]	-	② 総価取引 ・除外有り	=
単品単価契約 (全て個々の単価で設定)	単品総価取引 ※全ての単価は 即の判断で設定	4 単品総価取引 ※総価交渉分の単価は 卸の判断で設定	写 単品単価取引

現状(つづき)

- 次の3つの取引が多い(99%-92%;厚労省2021調査)
 - 1)单品総価取引<u>(総価交渉・単品妥結)</u>
 - …a.全品目一律値引き、b.カテゴリー別、c.メーカー別
 - 2)単品総価取引(除外あり)<u>(除外あり総価交渉・単品妥結)</u>
 - ...a.全品目一律値引き、b.カテゴリー別、c.メーカー別
 - …除外品目:1社流通品、価格管理品目、オーファンなど。
 - 3) 単品単価取引 (単品交渉・単品妥結)
- 価格管理品目(管理品目、リスエスト品、ロック品など)
 - ...卸が値下げに応じない品目(仕切価で提示もあり)。
 - → <a>価格管理品目を除いた総価交渉(カテゴリー別[新 薬・長期収載品・後発品など]に値引き率交渉)が主流か。



(2)単品単価取引の割合

- 厚労省2021年調査
- 単品単価取引の割合

(カッコ内は、価格交渉代行業者を用いている場合)

(医療機関)200床以上...45.1%(31.4)

// 未満...90.4%(63.9)

<u>(調剤薬局チェーン)20店舗以上…20.0%(40.6</u>)

// 未満...78. 2%(70. 9)



(3)単品単価ができない理由

- 厚労科研・三浦ほか調査2021年。
- 取引先が総価でしか応じない
 - …(保険薬局)46.7% <u>(卸)91.5%</u>
- 一品目づつの単価設定に労力
 - ...(保険薬局)79.9% (卸)42.8%
- 全体の〇%引きという総価交渉の方が利益率が計算 しやすい
 - ...(保険薬局)73.4% (卸)48.8%



(4)解決策:a.単品単価

- ①小規模の医療機関・保険薬局
 - ・小規模組織では、基本的に無理(薬局1500品目) (cf.セブンイレブン3000品目:大手だから可能)
 - ●価格交渉代行業者(単品単価を行う(株)MSNWなど) を利用するのが一番。(→薬局は対人業務に集中可。)
- ②ある程度以上の規模の医療機関・保険薬局
 - ・保険薬局チェーンで単品単価を行っているのは少ない(株)クラフトなど)。→●何らかの制度化必要。
 - ・医療機関 →●何らかの制度化/上記MSNWの利用

b.年間契約

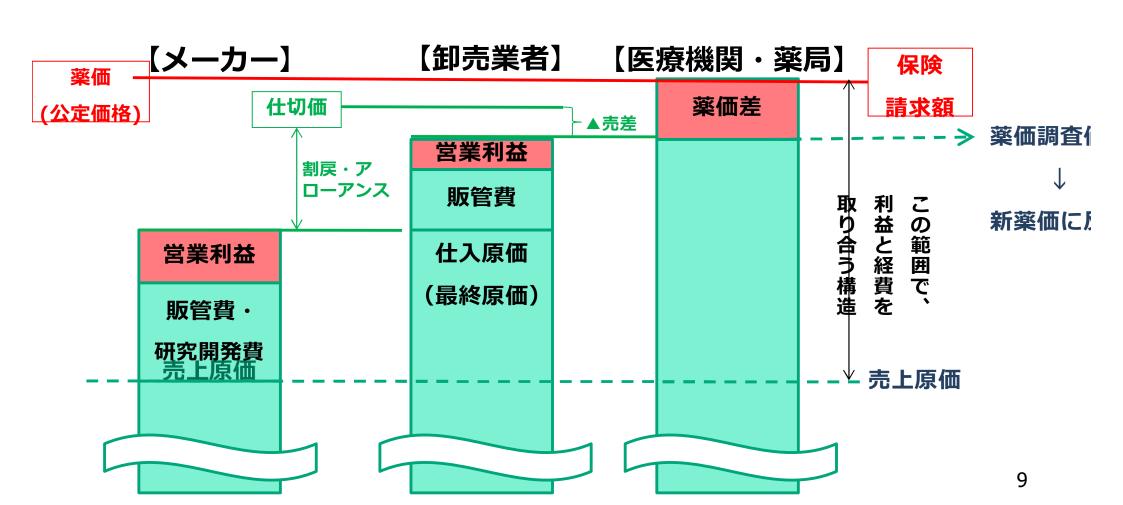
- 薬価調査の信頼性確保のためにも、年間契約不可欠。
- 年間契約のためには、未妥結減算制度のように、 制度化必要。例えば、薬価改定がない限り、認めない。

【参考】期中で妥結価格を変更した場合の理由 (厚労科研・三浦ほか調査2021)

- 期中の薬価改定(再算定など)
 - …<u>(保険薬局)73.7% (卸)88.6%</u>
- ・取引先からの値引き要求
 - …(保険薬局)26.7% <u>(卸)94.3%</u>

c.一次売差マイナス・仕切価との関係

- 一次売差マイナスへの意識(cf.三浦他厚労科研調査19)
 - ...メーカー・卸・薬局とも、それほど問題視せず。
- (卸)最終的に割戻し・アローワンスで逆ザヤ解消。



仕切価の問題点

- 最終小売価格 = 薬価 卸売価格 = 納入価
 出荷価格 = 仕切価ー(割戻し&アローワンス)
- 出荷価格 ≠ 仕切価
 - …仕切価は、あまり意味がない。
 - ...仕切価高止まりさせ、後付けで割戻などで卸コントロール。
 - …卸は割戻しなどを値引き原資にする。
 - (その結果、仕切価=納入価の小薬局多数。)
- 世切価は、卸にとっての目安価格(損しない価格)
 - ・小薬局…仕切価=納入価(高納入価)(国公立病院はその中間。高め)
 - ・大手調剤チェーン・私立病院…割戻し等で、低納入価

(5)まとめ:単品単価のために

保険薬局…小規模:単品単価を行う価格代行業者利用。大規模:自助努力(制度化は、報酬or制裁)

●年間契約を必須とする。

(薬価改定以外の価格変更を認めない)

医療機関…上記に準じる。

- 卸…単品単価移行への問題点は少ない。(現状満足?)
- メーカー…仕切価の提示をやめて、

OTCのような出荷価格に変更する。

(そこに卸が、定量的物流コスト・利益onして納入価)

(仕切価をやめない限り、一次売差マイナスは永遠不滅)

(●川下の納入価を単品単価にするためには、

川上の出荷価格を(透明な)単品単価にするべき。1)